

常滑市使用料及び手数料条例の一部改正について

1 趣旨

昨今のエネルギー価格高騰に伴う、公共施設（指定管理施設）の使用料等の適正化方針に則り、「常滑市使用料及び手数料条例」の使用料部分について見直しを行うもの。

2 改正内容

様態	種類	区分	現状		改正内容
			単位	金額(円)	
行政財産の目的外使用	学校	講堂又は体育館	午前	3,300	<p>①「建物」として一括で新たに区分を設けて規定</p> <p>⇒ 「建物」使用料(1㎡につき1日)</p> <p>$(\text{建物価格} \times 0.08 + \text{土地使用料}) \div 365 + \text{消費税}$</p> <p>※電気、ガス、水道等の設備を使用する場合は、実費相当額を加算する。</p> <p>②個人演説会等で学校施設を使用する場合の規定を追加</p> <p>⇒ 【追加】第3条の2</p> <p>前条の規定にかかわらず、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定に基づき個人演説会等で使用する学校施設の使用料の額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第9条に規定する額とする。</p> <p>本条例から削除 ⇒ 「常滑市都市公園条例」に移管</p> <p>本条例から削除 ⇒ 「常滑市小脇公園の設置及び管理に関する条例」に移管</p> <p>本条例から削除 ⇒ 「とこなめ陶の森の設置及び管理に関する条例」に移管</p>
			午後	3,300	
			夜間	4,950	
	学校及び幼稚園 保育所及び児童館 給食センター	教室 遊戯室 会議室	午前	550	
			午後	550	
			夜間	770	
	大曾公園	自動販売機	1台につき年	1,650	
	常滑市小脇公園	自動販売機	1台につき年	1,650	
	とこなめ陶の森	資料館会議室	午前	550	
			午後	550	
			夜間	770	
		資料館講義室	午前	770	
午後			770		
夜間			1,100		

3 施行期日

施行期日は令和6年4月1日とし、同日以後に使用許可を行ったものから適用する。